

議案第 99 号

所沢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例制定について

所沢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例を別記のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 1 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

農業委員会等に関する法律第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、所沢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、本案を提案するものである。

所沢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、所沢市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 所沢市農業委員会の委員の定数は、17人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 所沢市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、12人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(所沢市農業委員会選挙委員定数条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 所沢市農業委員会選挙委員定数条例（昭和32年告示第93号）

(2) 所沢市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区定数条例（昭和35年告示第94号）

(3) 所沢市農業委員会の部会を構成する委員の定数条例（昭和34年告示第114号）

(所沢市農業委員会選挙委員定数条例等の廃止に伴う経過措置)

3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の場合においては、第2条及び第3条の規定は適用せず、前項の規定による廃止前の各条例の規定は、なおその効力を有する。

(所沢市職員定数条例の一部改正)

4 所沢市職員定数条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正す

る。

第1条中「第20条第2項」を「第26条第2項」に改める。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「農業委員会	会長	月額	55,000円	を
		会長職務代理委員	月額	44,000円	
		部会長	月額	44,000円	
		部会長職務代理委員	月額	41,000円	
		委員	月額	40,000円	

「農業委員会	会長	月額	55,000円	月額報酬のほか、 年額報酬としてその活動に 応じ予算の範囲内で市長が 定める額	に改める。」
	会長職務代理委員	月額	44,000円		
	委員	月額	40,000円		
	農地利用最適化推進委員	月額	40,000円		

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の場合においては、前項の規定による改正後の所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は適用せず、同項の規定による改正前の所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、なおその効力を有する。

(所沢市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

- 7 所沢市証人等の実費弁償に関する条例（平成4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条第5号中「(農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する場合も含む。）」を削り、同条第8号中「第29条

第1項」を「（昭和26年法律第88号）第35条第1項」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」に改める。